

総務常任委員会会議記録（概要）

平成27年3月5日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第28号「所沢市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

第35条の2の条文の中で「ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。」とあるが、説明してほしい。

磯政策企画課

主幹

行政指導の相手方について弁明その他意見陳述の機会を与える手続は、元々、定められていました。他の手続を踏んだ上での行政指導ということなので、今回追加される行政指導の中止の求めの手続から除外されているものです。

谷口委員

相手方が違うのではないかとということで行政サイドに何らかの再考を求めるような手続があるとみなせるということか。

磯政策企画課

そのとおりです。

主幹

赤川委員

国の行政手続法の改正の背景にはどのようなものがあったのか伺いたい。

磯政策企画課

国から示された文言では、国民の権利利益の保護の一層の充実を図ることを目的に行政手続法を改正しましたということです。

主幹

赤川委員

そのとおりだが、今まで行き過ぎた行政指導があったということだと思う。その中で法令に適合しない行政指導が行われていたというようなことが原因で、市の行政指導の中で市民から法律に則っていないのではないかなどと今まで指摘されたことはあるのか。

磯政策企画課

市長への手紙などで、ご意見を伺う機会は設けていますが、何も根拠がない行政指導を行った例は当市においてはございません。

主幹

赤川委員

開発などは昔、要綱行政と言われ要綱に基づいて行ってきた。

所沢市の場合は、適合しないということを条例化することで、クリアし

てきたのかなと思う。福祉関係は条例化されていなくて、法律的な根拠はないのではないかと指摘されていると思う。行政手続法が改正されて条例を作ることによって、要綱から条例にという動きが加速されるように思えるが、その辺はどのように考えるか。

磯政策企画課
主幹

福祉関係の補助金や助成金などは要綱で扱っていますが、このような給付については民法上の贈与契約という解釈で処分性はないという考えの上で実施しているところです。今回の行政手続法の中で根拠を示すために条例化しなければならないのではないかというお話でございますが、今まで行ってきた要綱での取り扱いにつきましては、とくに条例化しなくても問題はないと考えています。

赤川委員

要綱だと法律的な根拠はないということで、それによって不利益処分を受けた場合に、要綱をもとに行政指導をすることは問題になると思う。それは法律要件に適合しない行政指導だと指摘されると思う。

法的な根拠があるものに結び付ける必要があると思うが、市の法規の見直しも含め、影響を与えるのではないか。

中村経営企画
部長

市民の権利を規制することや義務を課すようなものについては、基本的に条例で行っています。

市は福祉的観点で、市民の方に給付する場合、一部、要綱で行っているものもあります。それは民法上の贈与契約という考え方で行われており、条例化しなくても問題がないということです。

法律や条例よりも行き過ぎた行政指導があった場合には、言えなかった部分が、今回は、法令に基づかない行政指導があった場合は文書により反発ができるということを明文化したということで、市民や事業者の方には、心強い条例になったと思います。実態に問題があったからの改正ではなく、手続上、公正・公平に条例化したということです。

赤川委員

不利益処分や過度な行政指導を受けたというふうに市民が訴えてきた場合の受付窓口はどこになるのか。

磯政策企画課

主幹

基本的には担当課が窓口になります。国において行政不服審査法の改正が予定されているところで、今後は不服申し立てに関して第三者機関等を設けるような動きもございまして、その法整備を待って、所沢市におきましても公平・公正の立場で審査をする機関を設けていくことになるかと思えます。

小林委員

条文の語句に「住所又は居所」とあるが、その違いを伺いたい。

磯政策企画課
主幹

生活の本拠地としての住民登録はしていないが、一時的に住んでいるという実態もあり得ますので、住所又は居所という表現を使っております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第47号「公の施設の相互利用に関する協議について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第47号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時13分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時15分)

○議案第22号「所沢市職員の自己啓発等休業に関する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

谷口委員

休業期間中には給与は出るのか。

青木職員課長

休業期間については無給でございます。

谷口委員

共済組合については、どのような扱いになるのか。

青木職員課長

休業の期間も、引き続き職員の身分を有していることから、共済組合は継続加入となりますので、本人から掛け金を負担していただき、雇主側からは事業主の負担をするというかたちになります。

谷口委員

休業前と変わらずに双方で負担する。同じ標準報酬月額ということか。

青木職員課長

そのとおりです。

谷口委員

第10条で、職務復帰後における号給の調整だが、100分の100以

下、100分の50以下の換算率を詳しく説明してほしい。

青木職員課長

こちらについては自己啓発等休業をする目的に、その内容が職務に有用であると認められるものについては、その期間を全て勤務したものとみなすというものが100分の100ということでございます。それ以外のものについては、半分の100分の50以下の換算率で、たとえば1年休業を行ったとしたら、100分の50でしたら半年の勤務をしたと見なすというような規定でございます。

谷口委員

「職員としての職務に特に有用であると認められるもの」とあるが、認められる、認められないという判断はどの部署で行うのか。

青木職員課長

それぞれの任命権者によって判断することになります。
具体的なものについては個々に照らし合わせて判断することになります。なお、細かいところについては、これから詰めていく予定です。

村上委員

100分の50で半年間勤務したことになるとのことだが、何か影響はあるのか。

青木職員課長 職員の場合、1年間勤務すると昇給がありますが、その半分ですと昇給に影響します。1年間の勤務で通常4号給の昇給がございましたが、半分となりますと2分の1ということで2号給の昇給となります。

村上委員 100分の100に認められた場合は、通常の昇給をする権利をもつということによろしいか。

青木職員課長 そのとおりです。

村上委員 給与の昇給以外で影響するものはあるのか。

青木職員課長 退職時の退職手当を計算する際に、休業期間は除外されるため、その分の影響があります。

村上委員 今まで、このような休業をされた方はいるのか。

青木職員課長 これまで市から大学院に派遣したことはございました。

これは、市からの研修派遣でしたので有給でした。また、海外に関しては、所沢市の例としてはありませんが、他市ではそのような例はあるとの

ことです。

村上委員

第8条について、休業している者の欠席などの把握はどのように行うのか。

青木職員課長

そのような状況になった場合は、自己啓発等休業状況報告書というものを定めていまして、職員から提出させることになっています。

村上委員

その職員が自ら書類を提出しなければ、事務方はわからないということか。

青木職員課長

休業中も定期的に連絡・報告等は求めるようなことで、そのような状況については把握する方向で考えています。

村上委員

国際貢献活動等は、市から目が届かないところで行っていると思うが、活動内容については自己申告などで判断するのか。

青木職員課長

国際貢献活動は、大学に比べると連絡は密に取りにくい状況でありますので、基本的には本人からの報告を求めることになると思います。

赤川委員

期間を大学2年、国際貢献3年にした理由を伺いたい。

青木職員課長

基本的には法の定めに則って、条例制定の議案を提出させていただいております。まず、大学では大学院を想定していますので、2年あれば卒業できるであろうというところがございます。また、国際貢献活動につきましても外国に2年行った場合、約半年の研修があることも踏まえまして3年までと判断しております。

赤川委員

2年や3年の間、給与は支給されないわけで、アルバイトをすることもあると思うが、公務員としての身分を保ちながら、仕事をした場合に禁止される職種はあるのか。また、就職した際に報告する義務は生じるのか。

青木職員課長

無給ですので営利企業の従事制限の許可申請を出すことによって、生活給を得ることは認められます。

仕事の内容は特に規制をするものではありませんが、兼業したことにより、本来の就学や貢献活動の時間を損なうことは認められません。

小林委員

制度を利用した人の職場では、人がいなくなってしまうということになるが、その後の人員配置についてはどのように対処するのか。

青木職員課長 業務の実態を勘案しまして、調整が必要である場合は、人の手立て等をする予定でございます。

小林委員 4月からなど、申請の時期についての決まりはあるのか。

青木職員課長 時期の調整が可能な場合は、必要となる職員配置ができるタイミングでの休業期間を調整していきたいと考えております。但し、年度途中であるなど異動が難しいタイミングである場合には、状況に応じて臨時職員の配置等を考えていきたいと思っております。

小林委員 そうなると、自己啓発等休業を申し出る方は、1年のうちいつでもいいということになるのか。また、何カ月前までに申請をしなければいけないということについても大丈夫なのか。

青木職員課長 休業する1カ月前までには申請をするということですが、申請の時期については、決めているものではございません。

村上委員 自己啓発等休業を認めている背景としてはどのようなものがあるのか。

青木職員課長

公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員の自発性や自主性を活かした幅広い能力開発、国際協力の機会を提供するための柔軟な仕組みということで制度化されたものでございます。

村上委員

自己啓発等休業を取った方たちがその経験をどのように所沢市で活かしていくかということについて、人事考課や人事評価などがあるかと思うが、職員課としてはどのように考えているのか。

青木職員課長

所沢市では、自主性というところは非常に重視しているところでありますので、戻ってきてからの力の発揮具合に応じて評価をしていきたいと考えております。

小林委員

休業後に職場復帰した際は休業前の職場に配置されるのか。

青木職員課長

時期にもよりますが、そうなる場合とならない場合があります。状況に応じて対応していきたいと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第23号「所沢市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

浅野委員

配偶者が国内で転勤となった場合の条例はあるのか。

青木職員課長

特にございません。

浅野委員

なぜ国外のみを対象としているのか。

青木職員課長

地方公務員法の改正による条例改正であることによるものですが、外国では国内に比べ、交通事情や経済面において、職員やその配偶者が頻繁に往来することは容易ではないということ、さらに外国の場合は言葉や文化、生活習慣の面で、そこで生活する者にとっても精神的な負担が大きいということから、まずは外国について認めていこうという趣旨でできたものでございます。

浅野委員

国内の単身赴任であれば往来が可能ということか。

青木職員課長

外国の場合に比して国内の場合は比較的そのような対応がとりやすい
ということでございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第29号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

岡田委員

その他市長が任命した特別職員について、兼務はできるのか。

青木職員課長

比較的拘束時間が長く、社会保険に入っているような非常勤の特別職員もおりますので、兼務は難しいものと捉えており、現在は認めていない状況でございます。

赤川委員

これまで非常勤職員について条例で定めていなかったということがあり、今回条例に入れたということだが、市から報酬を支払っている職種については全て網羅されたのか。

青木職員課長

全ての職種が表中で網羅されております。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第29号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決

する。

○議案第30号「所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第31号「所沢市一般職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

県内の各自治体において、4月からの改正を見送った自治体もあるというのだが、具体的にはどこか。

青木職員課長

2月半ば頃に調査を行った時点での内容になりますが、4月からの実施について未定と回答した市が10市ありました。具体的には川越市、飯能市、越谷市、戸田市、入間市、草加市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、和光市の10市でございました。

小林委員

地域手当との関係で、平均給与が2%減になる代わりに地域手当を上げるといったことも言われているかと思う。実際にそういった市もあるかと思うが、所沢市の場合はどうなのか。

青木職員課長

所沢市の場合、国の指定は6%であり、今回も変わらず6%でございます。

小林委員

県内他市で地域手当が上がった自治体を教えていただきたい。

青木職員課長 狭山市、東松山市、志木市、朝霞市、坂戸市などの近隣自治体では上が
っております。

小林委員 狭山市ではどの程度上がったのか。

青木職員課長 狭山市では改定前は10%でしたが、今回の改定により12%となっ
ております。

小林委員 狭山市は隣の市ということで、所沢市の倍になっており大分差がある
が、なぜ上がったのか。

青木職員課長 地域手当は地域内の企業の賃金や物価などを考慮し、賃金センサスを用
いて算出しているようでございます。詳細については明らかにされてお
りませんが、そういったところで地域間の違いが出てくるものと認識してお
ります。

岡田委員 当市のラスパイレス指数について、本会議での答弁では101.6とほ
ぼ横ばいとのことであったが、近隣他市の状況を教えていただきたい。

青木職員課長

過去数年間の人事院勧告について給与の引き下げを行わなかった市については、ラスパイレス指数は上昇傾向であったと認識しております。

岡田委員

狭山市のラスパイレス指数を教えてください。

青木職員課長

平成26年4月現在で101.0でございます。

浅野委員

人事院勧告で給与の引き下げを行う自治体が多い中、所沢市も準じていると思うが、ラスパイレス指数が自治体によって違うということについて、大分、手当がなくなったにもかかわらず、初任給が各自治体によって違うことによるものなのか、昇給幅が違うことによるものなのかを伺いたい。

青木職員課長

ラスパイレス指数を算出するときに、手当は含まず、基本給のみで算出し国家公務員と自治体との比較をするというものでございます。それぞれの職員の最終学歴ごと、勤務年数ごとに国と自治体の給与を細かく比較し、算出するといった形になっており、勤続何年の者が何人いるかという実態によりその自治体のラスパイレス指数は変動しますので、同じ国家公務員の給料表を使っている自治体でも、実際に職員がどのようなところに何人いて、どのような給料をもらっているかにより差が出るものでござい

ます。

浅野委員

自治体により初任給や号給の幅、昇給幅が異なるということはあるのか。

青木職員課長

昇給など基本的な仕組みについては自治体間での差はありません。初任給についても埼玉県内の市では、ほぼ同じでございます。ただ国よりも高く設定しておりますので、その部分ではラスパイレス指数に影響しているものと思われま。

谷口委員

経過措置について、改正されても4年間は差額を支給し現状維持するということである。本会議にて、県内では29市が本条例案と同様の条例案を提出しているという話があったが、このうち3年を超える経過措置を規定している自治体について伺いたい。

青木職員課長

調査結果より、3年を超える経過措置を設けている市は所沢市を含め、新座市、秩父市の3市でございます。

谷口委員

国が規定する3年に対し、所沢市ではどのような経緯で4年になったの

か。

青木職員課長

組合との交渉で協議を進める中で、3年間を4年間へということで合意することができたということでございます。

赤川委員

今回、国の人事院勧告ということだが、川越市など、県の勧告に沿った自治体もあるかと思う。人事院勧告と県の勧告に従った場合では、傾向としてどのような差が出ているのか。

青木職員課長

埼玉県の人件委員会の勧告におきましても、給与の総合的な見直しを行うという勧告が出ています。そういった意味では国と県に違いはございませんが、経過措置については、国の3年間に対し、県では3年間の間に段階的に減らしていくという内容の違いがございます。

赤川委員

県の人事委員会の勧告も参考になると思うが、所沢市の方針について伺いたい。

青木職員課長

所沢市ではこれまで人事院勧告に沿って給与改定を行ってきたことから、今後も人事院勧告に準拠してまいりたいと考えております。

小林委員	給与を2%下げ、その原資として地域手当にという話もあるが、霞ヶ関の高級官僚の地域手当はどのように変わったのか。
青木職員課長	これまでの地域手当は最高18%でありましたが、20%に引き上げがされております。
小林委員	特別区はいかがか。
青木職員課長	特別区についても、これまで18%でありましたが、今回の改正で20%となっております。
小林委員	東京都内で、所沢市と隣接する清瀬市や東村山市はいかがか。
青木職員課長	清瀬市ではこれまでは15%でしたが、この度の改定で16%となっております。東村山市は、これまで10%から15%に改定となっております。
岡田委員	入間市、飯能市、秩父市についても教えていただきたい。

青木職員課長 入間市については6%であり、改定はされておられません。飯能市についても6%で、改定はございませんでした。秩父市については元々、地域手当がございません。

小林委員 この10年間で、所沢市が給与を下げた年について伺いたい。

青木職員課長 平成19年度では0.13%のプラスの給与改定を行いました。その後、平成21年度に0.2%、平成22年度に0.1%、平成23年度に0.2%のマイナスの改定を行いました。その後は、昨年12月定例会で議決をいただいた改定が0.3%のプラスの改定になります。

【質疑終結】

【意見】

小林委員 日本共産党所沢市議団を代表しまして、議案第31号「所沢市一般職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から意見を述べます。平均2%の減額措置について、昨年4月からの消費税8%への増税や、諸物価高騰など、実質的に既にマイナスになっています。特に特徴的なことは、霞ヶ関の高級官僚には優遇措置がされて、本府省業務調整手当や地域手当、広域異動手当などが上げられているとのこと。市町村では、本給を2%下げて、その原資で地域手当を上げるなどの措置がされていますが、県内の地域手当を見ても、坂戸市は3%から

10%、狭山市は10%から12%に、など引き上げられていますけれども、所沢市は6%のままです。地域手当が引き上げられていない飯能、川越、越谷は4月からの引き下げは見送られています。公務員の賃金は民間労働者の賃金にも大きな影響を与えます。消費税不況といわれる中、地域経済をますます冷え込ませる要因にもなってしまいます。以上の理由や、また、労使合意もないまま議案を提出されたということで、認められません。以上、意見といたします。

岡田委員

自由民主党・無所属の会を代表しまして、議案第31号「所沢市一般職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場から意見を述べます。議案第31号は、人事院勧告に基づき、本市の職員給与を改正するものでありまして、その内容は、給料の引き下げを行うというものであります。人事院勧告につきましては、労働基本権で制限されている代償措置として適正な給与水準を勧告するものでありますことから、この人事院勧告に準拠して給与改正することはこの制度の趣旨からして当然であり、また職員団体とも十分協議を重ねた結果、議会提案されたということですから、全く問題のないものと考えます。今後におきましても、引き続き給与水準の適正化、さらなる引き下げを図られますことを期待いたしまして、賛成意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第31号については、挙手多数、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第45号「所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員 消防組合の中の他自治体においては今回の件についてどのような状況であるか教えていただきたい。

石川危機管理 入間市では所沢市と同様にこの3月議会で条例改正を行う予定です。飯
担当参事 能市、日高市については改正の予定はないと聞いております。

また、狭山市については既に通学者の入団を認めております。

赤川委員 大学卒業後も引き続き希望する人がいた場合はどうなるのか。

石川危機管理 今回の条例改正の条文の中に、ただし書きがあり、団長が問題ないと認
担当参事 めれば、引き続き団員でいることが可能となっております。

赤川委員 どこの分団に入るかということについて、学校から近い分団に入る、本人が希望した分団に入るなどの方針はあるのか。

石川危機管理 分団の決定について特に方針はございませんが、本人の希望に沿うとい

担当参事	うのが基本であると考えております。
小林委員	企業や大学等へのPRは考えているのか。
石川危機管理 担当参事	新しく始まるものでございますので市内の大学等へのPRを行ってまいりますし、広報紙、ホームページ等で、広報をしていきたいと考えております。
越阪部委員	第6条第1号で「市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者」とあるが、このどれかに当てはまっていればよいということであれば、所沢市に住んでいなくてもよいということか。
石川危機管理 担当参事	そのとおりでございます。狭山市に住んでいて、所沢市の大学に通学する方についても、入団することができるようになるということです。
岡田委員	「居住」とは、住民登録の有無は関係あるのか。
石川危機管理 担当参事	基本的には住民登録を基準に考えていくことになろうかと思っております。

村上委員

例えば、群馬県に住民登録を残したまま、所沢市に通学している場合はどうか。

石川危機管理
担当参事

今回の条例案がお認めいただければ、そのようなケースも入団が可能となるものでございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第45号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前10時2分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時12分)

○議案第32号「所沢市税条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第32号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第34号「所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午前10時15分）